

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第89号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年5月23日 01時35分ごろ
発生場所	愛媛県松山市怒和島東岸 松山市所在の風切鼻灯台から真方位195°700m付近 (概位 北緯33°59.3′ 東経132°33.9′)
事故等調査の経過	平成25年5月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー あたご丸、496トン
船舶番号、船舶所有者等	134043、柿本汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 甲板長、六級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船首部船底に凹損及び擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、C重油約980kgを積載し、甲板長が単独で船橋当直に当たり、怒和島東方沖を真方位237°の針路及び約11.5ノットの対地速力で自動操舵によって航行した。 甲板長は、平成25年5月23日01時30分ごろ眠気を催したが、疲れていないので、眠ることはないものと思い、立って操船していたところ、間もなく居眠りに陥り、01時35分ごろ本船が怒和島東岸に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時、潮高 約1m、潮流 不詳
その他の事項	本船の喫水は、船首約3.1m、船尾約4.5mであった。 甲板長は、入直前の平均睡眠時間が約5時間であり、疲れはなかった。 本事故当時には、周囲に船舶はなく、また、海上は平穏であった。 本船の居眠り防止装置は、4分おきに警報ブザーが鳴るタイマー式であったが、船長は、同装置を作動させていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、怒和島東方沖を自動操舵で南西進中、単独で船橋当直中の甲板長が居眠りに陥ったことから、怒和島東岸に乗り揚げたものと考

	<p>えられる。</p> <p>船長が、居眠り防止装置を作動させていれば、甲板長の居眠りを防止できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、怒和島東方沖を自動操舵で南西進中、単独で船橋当直中の甲板長が居眠りに陥ったため、怒和島東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、眠気を催した場合には、コーヒーを飲んだり、外気に当たったりするなどの居眠り防止策を採ること。 ・ 居眠り防止装置は、航行中、常時作動させておくこと。